診療施設届出事項変更届

年　　月　　日

　　徳島県　　家畜保健衛生所長　殿

開設者　住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

獣医師免許の登録　(有・無)

電話番号

ファクシミリ番号

　診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更する診療施設 | ふりがな名称 |  |
| ふりがな開設場所 | 郵便番号 |
| 電話番号 　　　　　　　 ファクシミリ番号　 |
| 変更年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 変更事項 | 1　開設者の住所　　　2　診療施設の名称　　　3　住居表示の変更4　診療施設の構造設備　　　5　管理者の氏名及び住所6　診療の業務を行う獣医師名　　　7　診療の業務の種類8　法人の定款又は寄附行為　　　9　エックス線関係 |
| (変更前)　(変更後)　 |
| 注意事項　　1　　この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行ってください。　　2　　開設者の印は、開設者が法人の場合に押印し、開設者が個人の場合は押印は不要で す。　　3　　変更事項は、1から9までの中から選んで○を付けてください。なお、変更事項が4 の場合は診療施設の平面図の写しを、6の場合は獣医師免許証の写しを添付してく ださい。　　4　　エックス線関係の変更事項は、次のものを指します。　　　(1)　エックス線装置の更新　製作社名、型式及び台数　　　(2)　エックス線診療室の構造の変更　撮影回数、透視時間の変更及び防護等の構造の　　　　　 変更　　　(3)　予防措置の変更　　　(4)　エックス線診療に従事する獣医師の変更 |